

四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第38号

四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則の一部を改正する規則
 四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則（昭和38年四日市市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（滞納者財産差押証票）</p> <p>第5条 <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</u> 及び条例の規定する保育料その他の徴収金に関する滞納処分を執行する職員は、滞納処分のため財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため質問し、若しくは検査を行う場合には、その身分を証明する証票（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（滞納者財産差押証票）</p> <p>第5条 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u> 及び条例の規定する保育料その他の徴収金に関する滞納処分を執行する職員は、滞納処分のため財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため質問し、若しくは検査を行う場合には、その身分を証明する証票（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

改正後			
別表（第2条関係）			
1 保育料の基準額			
納入義務者の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額） 単位：円	
		上段の金額 : 保育標準時間認定	
		下段（ ）内の金額 : 保育短時間認定	
階層区分	定義	年齢区分	
		3歳未満児	3歳児
			4歳以上児

第 1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 <u>(0)</u>	0 <u>(0)</u>	0 <u>(0)</u>
第 2	市町村民税非課税世帯	<u>6,700</u> <u>(5,600)</u>	<u>4,900</u> <u>(3,800)</u>	<u>4,200</u> <u>(3,100)</u>
第 3	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割額のみ)	<u>11,000</u> <u>(8,500)</u>	<u>7,900</u> <u>(5,400)</u>	<u>7,300</u> <u>(4,800)</u>
第 4	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>48,600</u> 円未 満	<u>12,200</u> <u>(9,700)</u>	<u>9,100</u> <u>(6,600)</u>	<u>8,600</u> <u>(6,100)</u>
第 5	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>48,600</u> 円以 上 <u>58,800</u> 円未 満	<u>15,600</u> <u>(13,100)</u>	<u>11,700</u> <u>(9,200)</u>	<u>10,800</u> <u>(8,300)</u>
第 6	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>58,800</u> 円以 上 <u>97,000</u> 円未 満	<u>26,400</u> <u>(23,900)</u>	<u>19,300</u> <u>(16,800)</u>	<u>16,800</u> <u>(14,300)</u>
第 7	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>97,000</u> 円以 上 <u>133,000</u> 円未 満	<u>35,900</u> <u>(33,400)</u>	<u>25,000</u> <u>(22,500)</u>	<u>20,800</u> <u>(18,300)</u>
第 8	市町村民税所得割課税世帯	<u>41,900</u>	<u>27,300</u>	<u>22,600</u>

	課税額 <u>133,000</u> 円以上 <u>169,000</u> 円未満	<u>(39,400)</u>	<u>(24,800)</u>	<u>(20,100)</u>
第9	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>169,000</u> 円以上 <u>235,000</u> 円未満	<u>47,600</u> <u>(45,100)</u>	<u>29,800</u> <u>(27,300)</u>	<u>25,000</u> <u>(22,500)</u>
第10	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>235,000</u> 円以上 <u>301,000</u> 円未満	<u>52,000</u> <u>(49,500)</u>	<u>31,900</u> <u>(29,400)</u>	<u>25,800</u> <u>(23,300)</u>
第11	市町村民税所得割課税世帯 課税額 <u>301,000</u> 円以上	<u>58,500</u> <u>(56,000)</u>	<u>33,100</u> <u>(30,600)</u>	<u>26,600</u> <u>(24,100)</u>

2 同一世帯から2人以上の就学前児童が特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）に入所し、又は児童デイサービスを利用している場合の保育料（単位：円）

同一世帯の入所児童のうち、保育所に入所している児童に係る保育料	1 同一世帯の入所児童のうち、最も年齢の高い児童	保育料基準額欄の <u>各認定区分の額</u> <u>(備考(6)の規定を適用後の額)</u>
	2 同一世帯の入所児童のうち、1の児童の次に年齢の高い児童	保育料基準額欄の <u>各認定区分の額</u> <u>(備考(6)の規定を適用後の額)</u> × 0.5
	(略)	

3 多子世帯の保育料（単位：円）

(略)

備考

(1) 保育標準時間認定及び保育短時間認定とは、四日市市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年四日市市規則第53号）第4条に規定する保育必要量の認定を受けた区分をいう。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 4月分から8月分までの保育料は前年度市町村民税の額により、9月分から翌年3月分までの保育料は、当年度市町村民税の額により算定する。

(5) 第3階層における「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第3階層から第11階層までにおける「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）の額をいう。地方税法第323条に規定する市民税の減免がある場合は、その額を所得割の額又は均等割額からそれぞれ控除して得た額を所得割の額又は均等割額とする。この場合において、世帯員が非婚の一人親（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の者は除く。）であるときは、寡婦控除の適用があるものとみなす。

(6) 第2階層において次に掲げる世帯は、保育料基準額を0円とし、第3階層及び第4階層において次に掲げる世帯は、当該階層の保育料基準額から1,000円を控除する。

① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

② 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に

定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

③ 児童の保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(7) (略)

(8) 月途中における入退所があった場合の保育料は、次に定める算式により算出して得た額とする。

保育料（月額）×在籍期間中の開所日数（当該日数が25日を超える場合は25日）÷25日

(9) (略)

(10) (略)

(11) 四日市市立保育所条例施行規則（昭和26年四日市市規則第9号）第4条第2項に規定する保育時間を延長した場合の延長保育料については、次のとおりとする。この場合において、下記の①と②を合わせて利用した場合は、①で算定した延長保育料と②で算定した延長保育料の合計額とする。

延長保育料（単位：円）

① 保育短時間認定の児童が午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで保育を利用する場合

納入義務者の 属する世帯の 階層区分	日額	上限額（月額）	
		同一世帯における1人目	同一世帯から2人以上延長保育を利用している場合の2人目以降（1人当たり）
第1	0	0	0
第2	300	600	300
第3	300	3,000	1,500
上記以外	500	5,000	2,500

② 午後6時以降の保育を利用する場合（全児童が対象）

納入義務者の 属する世帯の 階層区分	日額	上限額（月額）	
		同一世帯における1人目	同一世帯から2人以上延長保育を利用している場合の2人目以降

			(1人当たり)
第1	0	0	0
第2	300	600	300
第3	300	3,000	1,500
上記以外	500	5,000	2,500

改正前					
別表（第2条関係）					
1 保育料の基準額					
納入義務者の属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額） 単位：円		
階層区分	定義		年齢区分		
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0
第2	第1階層及び第6階層から第12階層までを除き、前年度分の市町村民税の額	前年度分の市町村民税非課税世帯（母子家庭、在宅障害者（児）のいる世帯）	0	0	0
第3	の区分が次の区分に該当する世帯	前年度分の市町村民税非課税世帯（母子家庭、	6,700 (3,350)	4,900 (2,450)	4,200 (2,100)

		在宅障害者 (児)のいる 世帯は除 く。)			
第4		均等割の額の み (所得割の額 のない世帯)	<u>11,000</u> <u>(5,500)</u>	<u>7,900</u> <u>(3,950)</u>	<u>7,300</u> <u>(3,650)</u>
第5		所得割の額の ある世帯	<u>12,200</u> <u>(6,100)</u>	<u>9,100</u> <u>(4,550)</u>	<u>8,600</u> <u>(4,300)</u>
第6	第1階層を 除き、前年	8,500円 未満	<u>15,600</u> <u>(7,800)</u>	<u>11,700</u> <u>(5,850)</u>	<u>10,800</u> <u>(5,400)</u>
第7	分の所得税 課税世帯で あって、そ の所得税の	8,500円 以上 40,000 円未満	<u>26,400</u> <u>(13,200)</u>	<u>19,300</u> <u>(9,650)</u>	<u>16,800</u> <u>(8,400)</u>
第8	額の区分が 次の区分に 該当する世 帯	40,000 円以上 71,500 円未満	<u>35,900</u> <u>(17,950)</u>	<u>25,000</u> <u>(12,500)</u>	<u>20,800</u> <u>(10,400)</u>
第9		71,500 円以上 103,000 0円未満	<u>41,900</u> <u>(20,950)</u>	<u>27,300</u> <u>(13,650)</u>	<u>22,600</u> <u>(11,300)</u>
第10		103,000 0円以上 258,000 0円未満	<u>47,600</u> <u>(23,800)</u>	<u>29,800</u> <u>(14,900)</u>	<u>25,000</u> <u>(12,500)</u>
第11		258,000 0円以上 413,000	<u>52,000</u> <u>(26,000)</u>	<u>31,900</u> <u>(15,950)</u>	<u>25,800</u> <u>(12,900)</u>

		0円未満			
第12		413,00	58,500	33,100	26,600
		0円以上	(29,250)	(16,550)	(13,300)

2 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは、情緒障害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）に入所し、又は児童デイサービスを利用している場合の保育料（単位：円）

同一世帯の入所児童のうち、保育所に入所している児童に係る保育料	1 同一世帯の入所児童のうち、最も年齢の高い児童	保育料基準額欄の <u>上段の額</u>
	2 同一世帯の入所児童のうち、1の児童の次に年齢の高い児童	保育料基準額欄の <u>上段の額</u> × 0.5 <u>()内の額</u>
	(略)	

3 多子世帯の保育料（単位：円）

(略)

備考

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 保育料は、寄附金控除、配当控除、外国税額控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除及び電子証明書等特別控除を控除する前の所得税額により計算する。この場合において、世帯員が非婚の一人親（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の者は除く。）であるときは、寡婦控除の適用があるものとみなす。

(6) 保育料は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別税額控除を控除する前の市町村民税の所得割により計算する。

(7) この表の第4階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法

律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第5階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。)の額をいう。地方税法第323条に規定する市民税の減免がある場合は、その額を所得割の額又は均等割の額からそれぞれ控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

(8) この表の第6階層から第12階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合は、次の規定は適用しない。

ア 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

イ 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

ウ 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(9) 保育料は、算定対象となる保護者の所得から平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除相当額(38万円)及び特定扶養控除の上乗せ部分相当額(25万円)の合算額を差し引いた額の所得税額により計算する。

(10) (略)

(11) 四日市市立保育所条例施行規則(昭和26年四日市市規則第9号)第4条第2項に規定する保育時間を延長した場合の延長保育料については、次のとおりとする。

延長保育料(単位:円)

<u>納入義務者の属する世帯の階層区分</u>	<u>同一世帯における1人目</u>	<u>同一世帯から2人以上延長保育を利用している場合の2人目以降(1人当たり)</u>
-------------------------	--------------------	---

第1	<u>0</u>	<u>0</u>
第2	<u>600</u>	<u>300</u>
上記以外	<u>5,000</u>	<u>2,500</u>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)